

川崎区町内会・自治会活動等翻訳支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「川崎市多文化共生社会推進指針」(平成17年3月策定)の基本目標である多文化共生社会の実現に向けて、町内会・自治会活動等に関して外国人市民に周知する必要がある文書を多言語に翻訳することで地域での多文化理解促進を目指す「川崎区町内会・自治会活動等翻訳支援事業」(以下「翻訳支援事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 この要綱に基づく翻訳支援事業の利用対象団体は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 川崎区内の町内会・自治会
- (2) その他区長が適当と認める団体

(対象文書)

第3条 翻訳支援事業の対象となる文書は、町内会・自治会で回覧や掲示を行う行事の案内や住民へのお知らせ等、地域の外国人市民に周知する必要があるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 医療に関するもの
- (2) 翻訳内容の法的・刑事的責任を問われるようなもの
- (3) 特定の個人や企業の利益になるもの
- (4) 文書の内容を理解することが困難なもの(専門用語や地域特有の表現等)
- (5) 宗教に関するもの
- (6) その他区長が適切でないと判断するもの

(対応言語)

第4条 翻訳支援事業で対応する言語は、川崎市「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」(1998年4月1日施行)に基づき、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、ベトナム語とする。なお、川崎区における外国人市民の居住状況を踏まえ、他の言語についても翻訳できるものとする。

(利用申請)

第5条 翻訳支援事業を利用しようとする団体は、翻訳依頼書(第1号様式)を、翻訳の納品希望日の30日前までに、区長に提出しなければならない。

(利用団体の費用負担)

第6条 翻訳支援事業の利用料は、無料とする。

(庶務)

第7条 翻訳支援事業に関する庶務は、川崎区役所まちづくり推進部企画課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川 崎 区 長

住 所

役 職

町内会長
自治会長

氏 名

連絡先

翻 訳 依 頼 書 (町内会・自治会)

次のとおり翻訳を依頼します。

文書名等	
原稿サイズ 枚数 文字数	<input type="checkbox"/> A4 <input type="checkbox"/> その他 枚 文字
翻訳言語 ※翻訳を希望する言語 に☑印をつけて下さい	<input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> 中国語(簡体字) <input type="checkbox"/> 中国語(繁体字) <input type="checkbox"/> ポルトガル語 <input type="checkbox"/> スペイン語 <input type="checkbox"/> 韓国・朝鮮語 <input type="checkbox"/> フィリピン語 <input type="checkbox"/> ベトナム語 <input type="checkbox"/> ネパール語 <input type="checkbox"/> タイ語 ⇒ 区を通じて別機関に翻訳依頼します。 翻訳にはおよそ1か月程度かかります。
希望期限	年 月 日
電子データ	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ⇒ 有の場合、担当宛てに電子メールでお送り ください。

※依頼にかかる注意事項

- 1 内容や原稿量によっては日数を要する場合があります。希望納期の30日前までに御依頼
ください。
- 2 区の担当者より内容について別途確認の連絡をさせていただく場合があります。
- 3 翻訳以外の作業(日本語の入力、印刷やレイアウトデザイン)はお受けできません。

担当：川崎市川崎区役所まちづくり推進部企画課

電話 044-201-3198 FAX 044-201-3209

電子メール 61kikaku@city.kawasaki.jp